

# 介護保険・住宅改修費の手引き

松島町健康長寿課高齢者支援班

## 支給の条件

- ① 要支援・要介護の認定を受けている方が居住している住所地の住宅であること
- ② 身体の状態や住宅の状況から、住宅改修が必要と認められること
- ③ 改修内容が介護保険の対象であること(日常的に使用する場所であること)
- ④ 改修前に住宅改修の事前申請がされていること

## 支給額

住宅改修費の支給限度額は20万円です。そのうち、負担割合1割から3割分が自己負担となりますので、実際は、負担割合1割の方は18万円までの支給、負担割合2割・3割の方はそれぞれ16万円・14万円までの支給となります。20万円を超えた工事費用は全額自己負担になります。

## ●介護保険で支給される住宅改修の種類

### 1 手すりの取付け

- ・廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に設置するもの  
(転倒予防、移動や移乗の動作に役立つためのもの)

### 2 段差の解消

- ・居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差を解消するもの(敷居を低くする工事など)
- ・玄関から道路までの通路等の段差を解消するもの(スロープを設置する工事など)

### 3 滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更

- ・居室においては、畳敷きから板製床材やビニル系床材等への変更
- ・浴室においては、床材の滑りにくいものへの変更 ・通路面においては、滑りにくい舗装材への変更 など

### 4 引き戸等への扉の取替え

- ・開き戸を引き戸や折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるもの
- ・扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置など  
(ただし、自動ドアに取り替える場合、自動ドアの動力部分の設置は除く)

## 5 洋式便器等への便器の取替え

- ・和式便器を洋式便器に取り替えるもの
- ・既存の便器の位置や向きを変更するもの

## 6 その他 1～5の改修に付帯して必要となる改修

手すりの取付け／手すりの取付けのための壁の下地補強

段差の解消／浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更／床材の変更のための下地の補修や根太の補強、通路面の材料の変更のための路盤の整備

引き戸等への扉の取替え／扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

洋式便器等への便器の取替え／便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化を除く)、便器の取替えに伴う床材の変更

### 【注意】介護保険の住宅改修で対象とならない改修の例

- ・自宅を新築する場合や、増築して今までなかった場所に居室やトイレ等を増設する場合
- ・日常使っていない場所の改修(日頃1階だけで生活しているが、2階にも手すりを付けたい)
- ・老朽化による改修(手すりや洋式便器等が古くなったので新しくしたい)
- ・施設に入所している場合の改修(一時帰宅や外泊したときのために改修したい)
- ・介護保険証の住所地以外の改修(子どもの家に身を寄せていて、子どもの家を改修したい)

## ●支給方法

住宅改修費の支給は、次のいずれかを選択できます。事前に事業者にご相談ください。

### ① 償還払い

工事完了後に利用者は費用の全額を支払い、その後支給申請をして、自己負担金額(1割から3割のいずれか)を差し引いた額が町から支給されます。

### ② 受領委任払い

工事完了後に利用者は自己負担金額(1割から3割のいずれか)を支払い、保険給付分は利用者から委任を受けた事業者から町から支払いを受けます。

※自己負担割合は、領収日時点における割合が適用されます。

## ●住宅改修の流れ

### ① 事前相談

利用者は改修を行う前に、担当のケアマネジャー（担当ケアマネジャーがいない場合は介護保険担当）に改修内容について相談します。

改修を実施する場合は、担当ケアマネジャー等に「住宅改修が必要な理由書」の作成を依頼します。

※理由書の作成者は、担当のケアマネジャーになりますが、いない場合は、地域包括支援センター職員や作業療法士又は福祉住環境コーディネーター2級以上その他これらに準ずる資格を有する者となります。

### ② 施工業者に見積りを依頼

複数の事業者に見積りを依頼し、適切な工事内容、適切な価格での改修であるか確認します。

また、受領委任払いを希望する場合は、事業者にご相談ください。

### ③ 事前申請

住宅改修の工事を実施する前に、次の書類を町担当課に提出してください。提出は改修内容を把握しているケアマネジャー又は事業者が代行して提出します。

#### 【必要書類】

- (1) 住宅改修が必要な理由書（ケアマネジャー等が作成）
- (2) 見積書・工事費内訳書（改修場所ごとの材料費（メーカー・品番・材質・規格・数量・単価等）・施工費、介護保険対象部分が明確であるもの。宛名は被保険者本人としてください。）
- (3) 改修前の写真（撮影日が入ったもの。写真は A4 用紙に貼り付けてください。デジタルカメラで撮影したものを A4 用紙にカラー印刷したものでも構いません。）
- (4) 平面図等（どこをどのように改修するか明確にしたもの）
- (5) 被保険者証の写し
- (6) 住宅所有者の承諾書（本人所有以外の場合）

### ④ 審査

提出書類を確認し、必要に応じて聞き取りや現地調査を実施します。なお、審査には1週間ほど時間がかかりますので、余裕を持って書類を提出してください。

### ⑤ 事前申請の承認

審査の結果は、事前申請の書類を提出したケアマネジャー又は事業者<sup>に</sup>町担当課から電話にてお伝えします。

### ⑥ 施工

事前申請の承認連絡が来たら、事業者<sup>に</sup>施工を依頼します。

なお、施工段階で工事の変更が生じた場合には、再度事前申請が必要になる場合がありますので、町担当課にご相談ください。

⑦ 完成

工事完了後、住宅改修費の支給において償還払いの場合は、工事費用の全額を事業者に支払い、受領委任払いの場合は自己負担金額(1割から3割のいずれか)を事業者に支払います。

⑧ 支給申請

住宅改修費の支給申請には、次の書類を町担当課に提出してください。

【必要書類】

- (1) 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書  
    (【償還払い用】又は【受領委任払い用】のいずれか)
- (2) 領収書・工事費内訳書(宛名は被保険者本人としてください。)
- (3) 改修後の写真(撮影日が入ったもの。写真は A4 用紙に貼り付けてください。デジタルカメラで撮影したものを A4 用紙にカラー印刷したものでも構いません。)

⑨ 支給決定

事前申請の際に提出された書類と合わせて支給申請書を確認します。必要に応じて聞き取りや現地調査を実施します。支給の必要が認められた場合に住宅改修費の支給が決定されます。

支給決定後に、保険給付分の支給決定通知書を支給先(償還払いの場合は本人、受領委任払いの場合は事業者)に発送します。支給は申請を受付してから、申請書に記載された指定口座に2週間から3週間後に振込みします。

●例外1・要介護状態が著しく重くなった場合

最初の住宅改修に着工した日と比べて、要介護状態区分の段階が3段階以上重くなった場合には、例外的に改めて支給限度基準額20万円までの住宅改修費の支給が可能となります。(初回分の住宅改修について残額があっても、追加分に持ち越されません。)

この例外は、同一住宅・同一要介護者について1回のみ適用されます。

初回の住宅改修着工日の要介護状態区分	追加の住宅改修着工日の要介護状態区分
要支援1(第一段階)	要介護3(第四段階)・要介護4(第五段階)・ 要介護5(第六段階)
要支援2・要介護1(第二段階)	要介護4(第五段階)・要介護5(第六段階)
要介護2(第三段階)	要介護5(第六段階)



●例外2・転居した場合

転居した場合は、転居前の支給状況に関わらず、転居後の住宅について支給限度基準額20万円まで住宅改修費の支給が可能となります。

●介護サービス関係 Q&A 集“27 住宅改修”(厚生労働省 HP より抜粋)

質問	回答	QA発出時期、 文書番号等
住宅の新築は住宅改修と認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象となるか。	竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となる。	12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2 Ⅲ③1
賃貸住宅の場合、退去時に現状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。	住宅改修の支給対象とはならない。	12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2 Ⅲ③2
要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。	介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となる。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は一義的には介護保険証の住所が住所地となる。	12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2 Ⅲ③5
現在、入院している高齢者がまもなく退院する予定であるが、住宅改修を行うことができるか。又、特別養護老人ホームを退去する場合はどうか。	入院中の場合は住宅改修が必要と認められないので住宅改修が支給されることはない。ただし、退院後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えるので、事前に市町村に確認をしたうえで住宅改修を行い、退院後に住宅改修費の支給を申請することは差し支えない(退院しないこととなった場合は申請できない)ものとする。特別養護老人ホームを退去する場合も、本来退去後に住宅改修を行うものであるが、同様に取り扱って差し支えない。	12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2 Ⅲ③6
家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。	被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とすることが適当である。	12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2 Ⅲ③7
上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を二段にしたりする工事は支給対象となるか。	式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、持ち運びが容易なものは対象外となる。また、上がり框を二段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となる。	12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2 Ⅲ①5

質 問	回 答	QA発出時期、 文書番号等
滑りの防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたりカーペットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。	いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となる。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。	12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2 Ⅲ①7
扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。	扉そのものを取り替えない場合であっても、身体状況に合わせて性能が代われば、扉の取替として住宅改修の支給対象となる。具体的には右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。	12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2 Ⅲ①8
既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。	既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはならない。	12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2 Ⅲ①9
リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替として住宅改修の支給対象となるか。 ①洋式便器をかさ上げる工事 ②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合 ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合	①は支給対象となる。②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替として住宅改修の支給対象として差し支えない。③については、住宅改修ではなく、腰掛け便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となる。	12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2 Ⅲ①10
和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取替は住宅改修の支給対象となるか。	商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあつては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えない。	12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2 Ⅲ①11
既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。	介護保険制度において便器の取替を住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためである。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外である。	12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2 Ⅲ①12

質 問	回 答	QA発出時期、 文書番号等
和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するものは住宅改修に該当するか。	腰掛け便座として特定福祉用具購入の支給対象となる。	12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2 Ⅲ①13
住宅改修費について、階段に滑り止めのゴムを付けることは、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」としてよいか。	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」に当たる。	12.3.31 事務連絡 介護保険最新情報 vol.59 介護報酬等に係る Q&A Ⅱ 1
玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となると解してよろしいか。	貴見のとおり。対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等である。	12.11.22 介護保険最新情報 vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係る Q&A について
居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるのか。	玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となる。	12.11.22 介護保険最新情報 vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係る Q&A について
玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。	玄関の上がり框(かまち)への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となる。	12.11.22 介護保険最新情報 vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係る Q&A について
通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。	例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として支給対象として差し支えない。	12.11.22 介護保険最新情報 vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係る Q&A について
通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工(溝をつけるなど)や移動の円滑化のための加工(土舗装の転圧など)は、住宅改修の支給対象となるか。	いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となる。	12.11.22 介護保険最新情報 vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係る Q&A について

質 問	回 答	QA発出時期、 文書番号等
<p>脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はこの設置(住宅改修に係るものに限る)を行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよいか。</p> <p>①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったために、水栓の蛇口の位置を変更。</p> <p>②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げするなどの工事</p> <p>③②の状態、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改修又は取替の工事</p>	<p>①から③いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象として差し支えない。</p>	<p>14.3.28 事務連絡 運営基準等に係る Q&amp;A VI 1</p>
<p>平成 12 年 12 月に住宅改修の種類が「床段差の解消」から「段差の解消」と改正されたが、これに伴い高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとするために行う浴槽の取替も「段差の解消」として住宅改修の給付対象として取り扱ってよいか。</p>	<p>浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えないものとする。</p>	<p>14.3.28 事務連絡 運営基準等に係る Q&amp;A VI 2</p>



●参考1・集団指導資料

平成30年度松島町地域密着型サービス事業所等集団指導資料（平成31年3月20日）

介護保険住宅改修に係る Q&A

1) ねらい

介護保険における住宅改修において、どこまでの施工内容が給付対象となるのかという相談を受け、そういった個別事例に対する回答を相談者だけではなく全体に広く周知するために今回の説明を実施することとしました。今後住宅改修を実施するにあたっての参考としてください。

2) 住宅改修を実施する上での留意事項（厚労省通知等による）

No.	住宅改修の種類	留意事項
1	手すりの取付	廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒防止のため設置するもの。 <b>レンタル手すりは支給対象外。</b>
2	段差の解消	各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するもの。 具体的に敷居を低くする工事、スロープ設置工事、床のかさ上げ等を想定。 <b>レンタルスロープや浴室すのこ等を利用した段差解消は対象外。</b> <b>昇降機、リフト、段差解消機の設置も対象外</b>
3	床材の変更	滑り防止のために床材を滑りにくいものに変更するもの。通路面においては滑りにくい舗装材に変更することを想定。 具体的には畳敷から滑りにくい板製床材やビニール製床材への変更等
4	扉の取替	開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるもの。扉の撤去、ドアノブの変更、戸車設置等も含む。既存開き戸の開く向きを変更する工事も支給対象となる。 <b>自動ドア化する工事の場合、動力部分の費用相当額及びその設置に係る費用は支給対象外。</b>
5	便座の取替	和式便器から洋式便器への取替や、既存便器の位置・向きの変更工事が該当。 和式から洋式への取替の場合は、自動洗浄や暖房便座機能付きのものを対象とすることができるが、 <b>既存洋式便器に新たに機能を付加する工事は対象外。</b> <b>腰掛便座の取り付けは住宅改修では無く特定福祉用具購入として取り扱う。</b>
6	その他必要となる付帯工事	上記1～5に付帯する工事として想定されるもの 1)手すり取付のための壁下地補強 2)浴室床段差解消に伴う給排水設備工事 スロープ設置に伴う転倒・脱輪防止のための柵・立ち上がりの設置 3)床材変更のための下地補修、根太の補強、路盤の整備 4)扉の取替に伴う壁又は柱の改修工事 5)便器取替に係る給排水設備工事や床材変更 <b>ただし水洗化工事又は簡易水洗化工事は支給対象外</b>

3) 相談に対する回答内容

No.	相談内容	回答
1	浴室をユニットバスにする工事を段差解消工事として支給対象にすることはできるか。	住宅改修の支給対象となる部分（段差解消、手すり取付、床材変更等）として、対象経費の内訳を出すことができるのであればその部分のみ支給対象とする。 ただしユニットバスの場合経費が非常に高くなってしまいうため、本人の状態から見てユニットバスでなければならない理由（浴室すのこや浴槽手すり等では適さない事情等）を理由書に明記する必要がある。 また浴槽のサイズ・形状も様々あるため、本人の状態にあったものを選択する。
2	玄関から道路までの通路上に階段があり、現状は20cmきざみの段差となっている。 こちらを5cmきざみの階段にする工事は住宅改修の対象となるのか。	段差解消として支給対象となる。 厚労省の見解として、玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は支給対象となると判断している。 【参考】H12.11.22「福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて」
3	家族が大工を営んでいる場合、どの経費までが支給対象となるのか。	本人又は家族が施工する際は材料費のみが支給対象となり、工賃部分は対象外となる。 本申請時は領収書（写しも可）を添付してもらおうが、品目、個数、金額を事前申請時と一致させること。領収書宛名は家族では無く被保険者本人名とする。 【参考】H12.4.28「介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2」
4	掃き出し窓にスロープを設置するにあたり、既存壁の撤去費も生じますが、それを付帯工事として支給対象とすることはできるか。	対象とならない。スロープ設置に係る付帯工事としては、脱輪防止柵や立ち上がりを想定しているため、壁の撤去費は含まれない。
5	現在入院中の方について在宅に戻る見込みが出たため、住宅改修の事前申請を行い保険者から承認されたが、その後状態が変わり入院が長引くこととなった。 現時点で施工の発注はしていないが、施工を進めるべきか。それとも本人の状態が安定するまで待つべきか。	住宅改修は「居宅」サービスとして位置づけているため、入院・入所中の方に給付することは不可能。しかし退院に先立って改修の事前申請をすることは可能。 そういった場合、施工後の本申請は本人が在宅に戻ったことを確認した後に行うこととなる。 今回のケースについて、施工が完了した後本人が転院・死亡等で在宅に戻らなかった場合は、仮に事前申請で承認されていたとしても全額支給対象とならないため、本人の状態を見ながら工事発注すべきか検討すること。

#### 4) お願い

住宅改修申請の手続きを行うにあたって、町からお願いしたい事項を下記の通りまとめました。今後手続きを行う際は下記の点にご留意ください。

No.	内容	お願いしたい事項
1	住宅改修が必要な理由書の書き方について	本人の状態や日常生活上の動線等を踏まえた上で、なぜ改修が必要なのかという理由を明記してください。 また外出のための玄関への施工や自宅内階段に施工する場合、本人が玄関や階段を利用する頻度（毎日、週4回 etc）も記載して下さい。 理由書は住宅改修が本人の状態維持・改善や家族介護負担軽減にどれほど寄与するのかという点を確認するための資料になります。
2	写真について	写真については、施工前後どちらにも撮影時点の日時を載せて下さい。日付が印字されないカメラの場合は、紙・黒板等に日付を記入したものを施工（予定）箇所の写真に写し込ませて下さい。 また台紙等に貼り付けて申請し、前後の写真はどちらも同じアングルで撮影して下さい。 工事の種目が段差解消の場合、既存段差と工事後の段差が分かるようにメジャー等をあてた写真を添付して下さい。
3	領収書について	領収書については原本の提出が難しい場合、写しでも可としておりますが、その領収書写しについて印刷が薄く、金額や宛名の字が見えづらい場合があります。 そのため、写しを添付する際はなるべく濃く印刷して下さい。
4	見積内訳書について	見積の内訳について、材料費は〇〇一式といった書き方では無く、品目ごとに記載して下さい。 また手すり取付や段差解消といった工種ごとに材料費の内訳金額を示して下さい。 工賃や諸経費について、工種ごとの金額を按分等で求めるのが難しい場合は分けなくても構いません。
5	平面図・立面図について	施工前後を比較する書類としては平面図の添付を求めておりますが、手すりの取付や段差解消の場合、平面図のみでは施工前後の状況を確認することが難しいため、立面図も添付して下さい。 また平面図については、手すり設置箇所等を赤線で示すなど、施工予定箇所が一目で分かり易いものを添付して下さい。
6	事前・事後申請について	住宅改修を実施する際の事前申請は必須です。 やむを得ない事情（退院・退所後の自宅での受入が必要な場合等）で事前申請が難しい場合、工事完了後に書類を提出してもよいという厚労省の通知も出ておりますが、こちらは平成18年4月の制度改正以降、事前申請制度が定着するまでの当分の間、保険者の判断で経過的に運用しても差し支えないというものであり、町としては既に事前申請制度が定着していると判断したため、やむを得ず事前申請できないケースについては支給対象としておりません。

## 介護保険・住宅改修費の支給について

要介護・要支援の認定を受けている方が住宅改修を行う場合、介護保険により費用の一部が支給されます。事前の申請が必要ですので、住宅改修前に必ずケアマネジャーに(担当ケアマネジャーがいない場合は介護保険担当まで)ご相談ください。

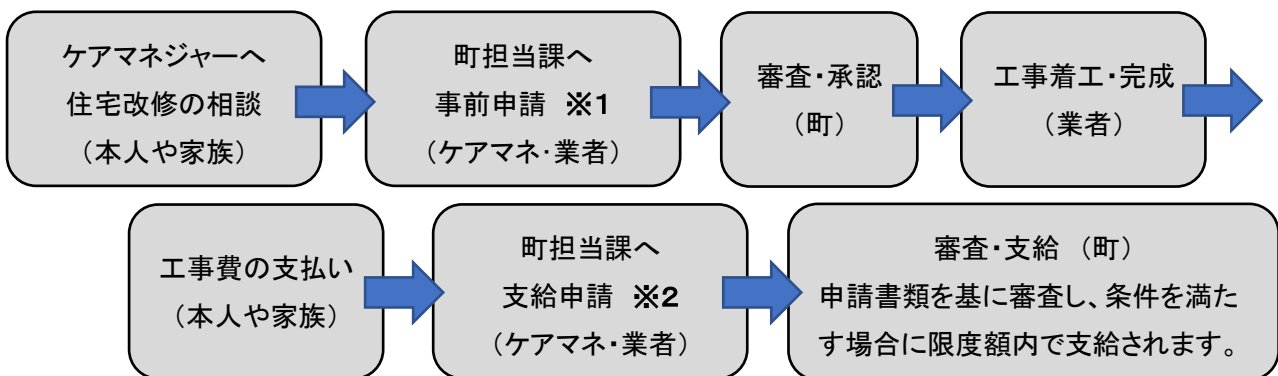
### 【支給の条件】

- ① 要支援・要介護の認定を受けている方が居住している住所地の住宅であること
- ② 身体の状態や住宅の状況から、住宅改修が必要と認められること
- ③ 改修内容が介護保険の対象であること(日常的に使用する場所であること)
- ④ 改修前に住宅改修の事前申請がされていること

### 【支給額】

住宅改修費の支給限度額は20万円です。そのうち、負担割合1割から3割分が自己負担となりますので、実際は、負担割合1割の方は18万円までの支給、負担割合2割・3割の方はそれぞれ16万円・14万円までの支給となります。20万円を超えた工事費用は全額自己負担になります。

### 【手続きの流れ】




#### ※1 事前申請に必要な書類

- ① 住宅改修が必要な理由書(ケアマネジャー等が作成)
- ② 見積書・工事費内訳書
- ③ 改修前の写真(撮影日が入ったもの)、平面図等
- ④ 被保険者証の写し
- ⑤ 住宅所有者の承諾書(本人所有以外の場合)

#### ※2 支給申請に必要な書類

- ① 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書
- ② 領収書、工事費内訳書
- ③ 改修後の写真(撮影日が入ったもの)

裏面もご覧ください 

# 介護保険で支給される住宅改修の種類

## 1 手すりの取付け

- ・廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に設置するもの  
(転倒予防、移動や移乗の動作に役立てるためのもの)

## 2 段差の解消

- ・居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差を解消するもの(敷居を低くする工事など)
- ・玄関から道路までの通路等の段差を解消するもの(スロープを設置する工事など)

## 3 滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更

- ・居室においては、畳敷きから板製床材やビニル系床材等への変更
- ・浴室においては、床材の滑りにくいものへの変更
- ・通路面においては、滑りにくい舗装材への変更 など

## 4 引き戸等への扉の取替え

- ・開き戸を引き戸や折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるもの
  - ・扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置など
- (ただし、自動ドアに取り替える場合、自動ドアの動力部分の設置は除く)

## 5 洋式便器等への便器の取替え

- ・和式便器を洋式便器に取り替えるもの
- ・既存の便器の位置や向きを変更するもの

## 6 その他 1～5の改修に付帯して必要となる改修

手すりの取付けのための壁の下地補強、浴室の床の段差解消に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置、床材の変更のための下地の補修や根太の補強、通路面の材料の変更のための路盤の整備、扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事、便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化を除く)、便器の取替えに伴う床材の変更

### 【注意】 介護保険の住宅改修で対象とならない改修の例

- ・自宅を新築する場合や、増築して今までなかった場所に居室やトイレ等を増設する場合
- ・日常使っていない場所の改修(日頃1階だけで生活しているが、2階にも手すりを付けたい)
- ・老朽化による改修(手すりや洋式便器等が古くなったので新しくしたい)
- ・施設に入所している場合の改修(一時帰宅や外泊したときのために改修したい)
- ・介護保険証の住所地以外の改修(子どもの家に身を寄せていて、子どもの家を改修したい)

お問い合わせ先…松島町健康長寿課高齢者支援班(保健福祉センターどんぐり内) ☎022-355-0677

●参考様式

(住宅改修が必要な理由書)

住宅改修が必要な理由書

(P1)

<基本情報>

利用者	被保険者番号	年齢	歳	生年月日	明治 大正 昭和	年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	被保険者氏名	要介護認定 (該当に○)	要支援	要介護				
	住所	1・2	1・2・3・4・5					
作成者	現地確認日	平成 年 月 日	作成日	平成 年 月 日				
	所属事業所							
	資格 (作成者が介護支援専門員でないとき)							
	氏名							
		連絡先						

保険者	確認日	平成 年 月 日	評価額					
	氏名							

<総合的状況>

利用者の身体状況	福祉用具の利用状況と 住宅改修後の想定		
	改修前	改修後	改修後
介護状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
住宅改修により、 利用者等は日常生活 をどう変えたいか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

住宅改修が必要な理由書

(P2)

<P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②具体的な困難な状況(①なので  
②で困っている)を記入してください。③改修の方針(①することによって改善できる)を記入してください。>

活動	①改善をしようとしている生活動作	② ①の具体的な困難な状況(①なので ②で困っている)を記入してください	③ 改修目的・期待効果をチェックした上で、 改修の方針(①することによって改善できる)を記入してください	④ 改修項目(改修箇所)
排泄	<input type="checkbox"/> トイレまでの移動 <input type="checkbox"/> トイレ出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 便器からの立ち座り(移乗を含む) <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄時の姿勢保持 <input type="checkbox"/> 後始末 <input type="checkbox"/> その他( )		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 手すりの取付け ( ) ( ) ( ) ( )
入浴	<input type="checkbox"/> 浴室までの移動 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 浴室出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 浴室内での移動(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 洗い場での姿勢保持 (洗体・洗髪を含む) <input type="checkbox"/> 浴槽の出入(立ち座りを含む) <input type="checkbox"/> 浴槽内での姿勢保持 <input type="checkbox"/> その他( )		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 段差の解消 ( ) ( ) <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え ( ) ( )
外出	<input type="checkbox"/> 出入口までの屋内移動 <input type="checkbox"/> 上がりかまちの昇降 <input type="checkbox"/> 車いす等、装具の着脱 <input type="checkbox"/> 履物の着脱 <input type="checkbox"/> 出入口の出入 (扉の開閉を含む) <input type="checkbox"/> 出入口から敷地外までの屋外移動 <input type="checkbox"/> その他( )		<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 便器の取替え ( ) ( ) ( )
その他の活動			<input type="checkbox"/> できなかったことをできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒等の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 ( ) ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) ( )

(住宅改修の見積様式)

住宅改修の種類(※1)	写真等番号	改修場所	改修部分	名称(※2)	商品名・規格・寸法等	介護保険対象部分				算出根拠
						数量	単位	単価	金額	
				(材料費)						
				(施工費)						
				小計						
				諸経費						
				合計						
				消費税						
				総合計						

(※1) 住宅改修の種類：(1)手すりの取付け(2)段差の解消(3)滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更(4)引き戸等への扉の取替え

(5)洋式便器等への取替え(6)その他住宅改修に付帯して必要となる改修

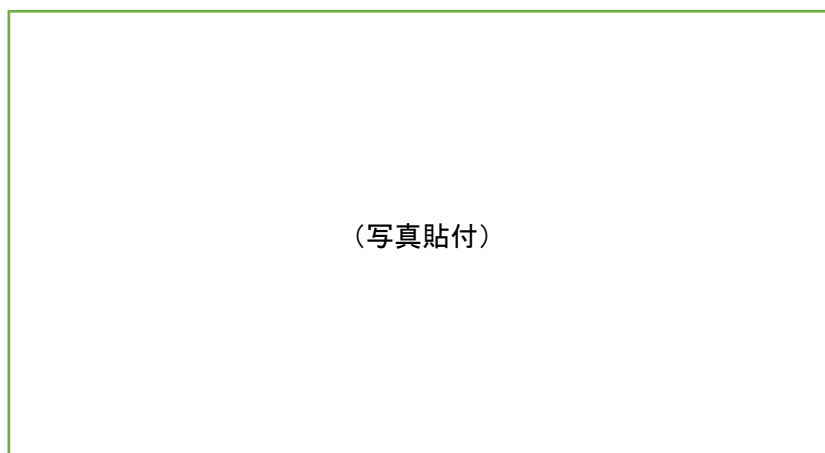
(※2) 名称：材料費、施工費、諸経費等を分けて記載すること

(住宅改修の写真貼付様式)

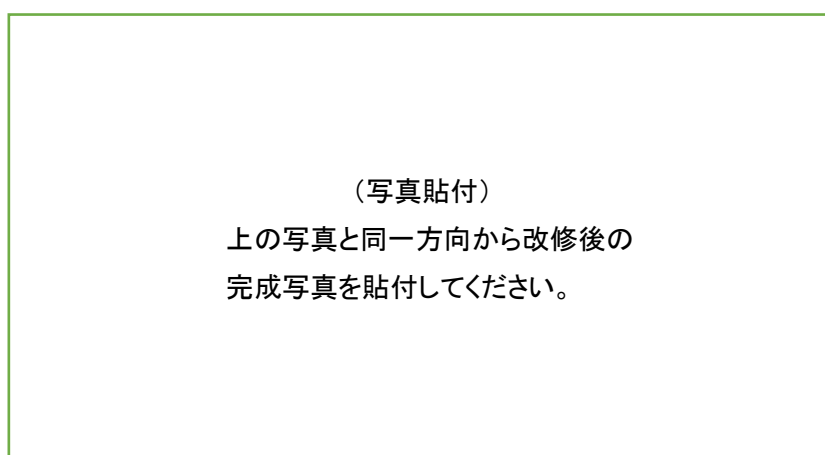
## 住宅改修箇所の写真

※必ず日付入り写真を貼付してください。

《 改 修 前 》



《 改 修 後 》





(住宅改修承諾書1)

年 月 日

住宅改修の承諾についてのお願い

(賃貸人)

住 所

氏 名

殿

(賃借人)

住 所

氏 名

私が賃借している下記(1)の住宅の住宅改修を、別紙「介護保険住宅改修費支給申請書」のとおり行いたいので、承諾願います。

記

(1)住 宅	名 称	
	所 在 地	
	住戸番号	
(2)住宅改修の概要	箇所・部位	内 容

承 諾 書

上記について、承諾いたします。

(なお、

)

年 月 日

(賃貸人)

住 所

氏 名

印

(注意)

- 1 賃借人は、本承諾書の点線から上の部分を記載し、賃貸人に 2 通提出してください。賃貸人は、承諾する場合には本承諾書の点線から下の部分を記載し、1 通を賃借人に返還し、1 通を保管してください。
- 2 (1)の記載は、契約書頭書を参考にして記載してください。
- 3 承諾にあたっての確認事項等があれば、「なお、」の後に記載してください。

(住宅改修承諾書2)

年 月 日

### 住宅改修の承諾書

(住宅所有者)

住 所

氏 名

印

私は、下記の住宅に、\_\_\_\_\_が

別紙「介護保険住宅改修費支給申請書」の住宅改修を行うことを承諾いたします。

#### 記

住宅の所在地	
--------	--

(住宅改修費支給申請書・償還払い)

様式第17号(第23条関係)

【償還払用】

介護保険 居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書

フリガナ		保険者番号		0	4	4	0	1	6
被保険者氏名		被保険者番号							
		個人番号							
生年月日	明・大・昭 年 月 日生	性別	男 ・ 女						
住所	〒 電話番号 ( )								
住宅の所有者	本人との関係 ( )								
改修の内容・ 箇所及び規模	業者名								
	着工日	年	月	日					
	完成日	年	月	日					
改修費用	円								
松島町長 殿 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を申請します。 年 月 日 住所 申請者 電話番号 ( ) 氏名									

注意・この申請書の裏面に、領収証及び介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類、完成後の状態が確認できる書類等を添付して下さい。

・改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付して下さい。

居宅介護(介護予防)住宅改修費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振込 依頼欄	銀行 信用組合 農協	本店 支店 出張所	種目	口座番号					
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金						
			2 当座預金						
			3 その他						
	フリガナ 口座名義人								

(住宅改修費支給申請書・受領委任払い)

様式第17号の2 (第23条関係)

【受領委任払用】介護保険 居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

フリカナ			保険者番号			0	4	4	0	1	6
被保険者氏名			被保険者番号								
			個人番号								
生年月日	明・大・昭	年	月	日生	性別	男 ・ 女					
住所	〒 電話番号 ( )										
住宅の所有者	本人との関係 ( )										
改修の内容・ 箇所及び規模			業者名								
			着工日	年	月	日					
			完成日	年	月	日					
改修費用	円										
<p>松島町長 殿</p> <p>上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。また、当該申請に係る給付金の受領について下欄の事業者に委任します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所</p> <p>申請者（被保険者）</p> <p>（委任者）氏名 電話番号 ( )</p> <p>事業者所在地</p> <p>事業者 事業者名称 電話番号 ( )</p> <p>（受任者）代表者氏名</p>											

注意・この申請書の裏面に、領収証及び介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類、完成後の状態が確認できる書類等を添付して下さい。

・改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付して下さい。

居宅介護（介護予防）住宅改修費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振込 依頼欄	銀行 信用組合 農協	本店 支店 出張所	種目	口座番号							
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金								
			2 当座預金								
			3 その他								
	フリカナ										
	口座名義人										

—— 介護保険・住宅改修費の手引き ——  
令和3年9月

松島町健康長寿課高齢者支援班

〒981-0203

宮城県宮城郡松島町根廻字上山王6-27

松島町保健福祉センターどんぐり内

☎ 022-355-0677      Fax 022-353-3722